

# **中能登町避難計画**

## **(原子力災害)**

**平成26年5月**

**中 能 登 町**

## 目 次

序 章 計画の背景と目的	1
第1章 防護対策の目的及び基本的考え方	2
1 目 的	2
2 基本的考え方	2
第2章 避難等の基準	3
1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準（PAZ（概ね5km）圏内の避難基準）	3
2 運用上の介入レベル（OIL）の基準による避難（UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準）	3
第3章 防護対策の決定	6
1 決定事項の伝達	6
2 防災関係機関への通知	6
第4章 防災業務関係者の防護措置	7
1 防護対策活動実施前	7
2 防災業務関係者の被ばく管理	7
第5章 広報及び指示、伝達	9
1 広報及び指示、伝達の実施	9
2 広報事項	9
3 広報体制	9
第6章 屋内退避	11
1 屋内退避の指示、伝達	11
2 住民等への指示事項	11
3 屋内退避時の対応	11
4 屋内退避の解除	12
第7章 住民の避難体制	13
1 避難の指示、伝達	13
2 避難先の確保、周知	13
3 避難手段及び避難ルート等	13
4 スクリーニングの実施	14
5 学校等における対応	15
6 避難住民等への指示事項	15
7 避難所責任者について	15
8 避難所における住民等の留意事項	16

第8章 災害時要援護者の避難体制	17
1 避難先の確保、周知	17
2 避難手段及び避難ルート等	17
第9章 避難先市町の受け入れについて	18
1 避難所の開設、運営等	18
2 避難にかかる費用負担	18

《参考資料 1》 避難先に関する資料

《参考資料 2》 避難ルートに関する資料

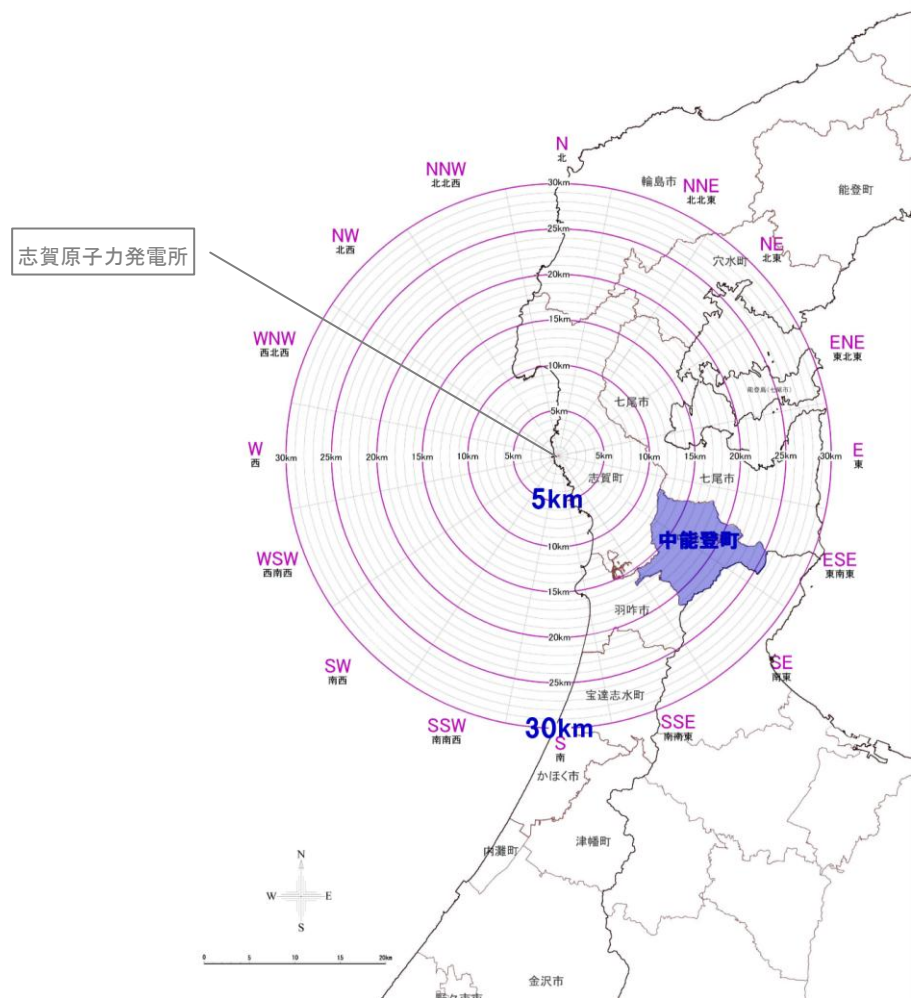
## 序章 計画の背景と目的

石川県では、福島第一原子力発電所事故を受け、平成 24 年度において、「石川県地域防災計画（原子力防災計画編）」を修正し、これに基づき中能登町（以下「町」という。）においても同年に「中能登町地域防災計画（原子力防災計画編）」を策定した。

これによって、原子力防災対策の重点区域が志賀原子力発電所から概ね半径 30km 圏内に拡大され、本町を含む志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、羽咋市、宝達志水町、かほく市の 8 市町（以下「関係市町」という。）が、原子力災害時において、必要な防護対策と共に、区域外への広域避難を行う必要性が定められた。これに伴って、石川県では、平成 25 年 3 月に関係市町の避難計画の作成に必要となる基本的事項を定めた「石川県避難計画要綱」を策定し、これを基に関係市町に対して各市町独自の避難計画の作成を要請した。

このような背景の中で、本計画は、志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合において、住民等の被ばくをできるだけ低減するために、本町が、区域外への広域避難を行うなどの避難等の防護対策を実施することについて、石川県地域防災計画 原子力防災計画編 及び中能登町地域防災計画（原子力防災計画）編の「防護対策」の事項も踏まえ、避難の実施にあたり必要となる基本的事項を取りまとめたものである。

志賀原子力発電所より30km圏内図（1km単位）



## 第1章 防護対策の目的及び基本的考え方

### 1 目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

### 2 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する。

#### (1) 外部被ばくに関しては、

- ア 線源からできるだけ距離を隔てること。
- イ 放射線を遮へいすること。
- ウ 放射線の被ばく時間を短くすること。

#### (2) 内部被ばくに関しては、

- ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

## 第2章 避難等の基準

### 1 緊急時活動レベル（EAL）による避難基準（PAZ（概ね5km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

- ① 警戒事態（EAL 1：原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象）の段階  
PAZ圏内の要援護者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）
- ② 施設敷地緊急事態（EAL 2：原災法10条の通報基準）の段階  
PAZ圏内の住民等の避難準備、及び災害時要援護者の避難を実施
- ③ 全面緊急事態（EAL 3：原災法15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準）の段階  
PAZ圏内の住民の避難を実施

#### 緊急事態区分及びEALの内容

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における 防護の概要
緊急事態区分	警戒事態	① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する。
		② 本県において大津波警報が発令された場合	
		③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等	
		④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
	施設敷地緊急事態	① 原子炉冷却材の漏えい	PAZ内の住民等の避難準備、及び、より時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
		② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
		③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失	
		④ 全交流電源喪失（5分以上継続）	
		⑤ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続	
		⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
		⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑧ 原子炉制御室の使用不能	
	全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失			
③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能			
④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達			
⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失			
⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失			
⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続			
⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知			
⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知			
⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続			
⑪ 原子炉制御室等の使用不能			
⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下			
⑬ 敷地境界の空間線量率5 $\mu$ Sv/hが10分以上継続			

### 2 運用上の介入レベル（OIL）の基準による避難（UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準）

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（OIL）の基準に照らし、国から避難の指示等が行われることとなっている。

〇 I L と防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 $\mu$ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施 (移動が困難な者の一時退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm $\beta$ 線：13,000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ S v / h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

なお、緊急事態区分やO I Lに基づき県や町がとるべき措置について以下に示す。

緊急事態区分、O I Lに基づき県や市町がとるべき措置

警戒レベル 範囲	緊急事態区分		
	警戒事態段階 (EAL 1)	防護準備段階 (EAL 2)	防護実施段階 (EAL 3)
PAZ圏内 (5km内) における対応	・要援護者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者の避難実施 ・避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難の実施
UPZ圏内 (30km内) における対応		・状況に応じて屋内退避準備	・状況に応じて屋内退避を実施
UPZ圏外 (30km外) における対応	・要援護者の避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者等の避難等受入 ・避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難者の受入

運用上の介入レベル 範囲	O I L		
	O I L 1	O I L 4	O I L 2
	即時避難	除染実施	一時待避
PAZ圏内 (5km内) における対応			
UPZ圏内 (30km内) における対応	・避難の実施	・体表面除染の実施	・一時移転の実施
UPZ圏外 (30km外) における対応	・避難の受入	・体表面除染の実施	・一時移転の受入

**< P A Z (Precautionary Action Zone) >**

**予防的防護措置を準備する区域：概ね5 km圏**

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

**< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >**

**緊急防護措置を準備する区域：概ね30 km圏**

放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。



## 第3章 防護対策の決定

### 1 決定事項の伝達

#### (1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市（以下「関係市町」という。）の長に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

#### (2) 町長による避難の指示等

ア 町長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。

イ 町長は、特定事象等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ウ 町長は、避難等の指示を行った場合は、自らの広報手段による広報のほか、県を通じて緊急警報放送の実施を依頼するなど、あらゆる手段を用いて住民等に指示内容を伝達する。なお、県が町に代わって避難指示等の広報を行う必要がある場合は県が実施する。

エ 町が避難指示等を行う場合においては、今後の事故進展も考慮に入れた上で、今後避難等に協力を求めると想定される組織について幅広く連絡を行う。

オ 原子力災害等の発生により町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

### 2 防災関係機関への通知

(1) 県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は町長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、七尾海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

(2) 町長は、防護対策の対象となる範囲や人数、対象地域での防護対策実施に関する責任者等の情報については、自ら又は県や合同対策協議会を通じて情報提供を行う。

## 第4章 防災業務関係者の防護措置

### 1 防護対策活動実施前

- (1) 町は、防災対策の拠点施設を設け、防災業務関係者の被ばく管理が行える体制を整備する。
- (2) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

#### 防護資機材

防 護 服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

- (3) 町は、防護資機材の補充、追加配備の必要性に関して、県と協議の上、他からの融通、追加購入について対応する。

### 2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。
- (2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
- (3) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。
- (4) 町は、防災業務関係者の被ばく管理として以下のような対応を徹底する。
  - ア 身体汚染の防護のための防護服や手袋等の着用
  - イ 被ばく線量管理用のための線量計の装備
- (5) 防災業務管理者は、外部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
  - ア 遮へい物による放射線影響の軽減
  - イ 放射線源から離れることによる放射線影響の軽減
  - ウ 作業時間の短縮による放射線影響の軽減
- (6) 防災業務管理者は、内部被ばくを軽減するため以下の点に留意して活動すること。
  - ア マスクや呼吸保護具を用いた放射性物質の吸入摂取防護
  - イ 汚染飲食物や汚染区域での飲食禁止などの経口摂取防護
  - ウ 防護衣やゴム手袋の着用による放射性物質の皮膚や創傷吸収の防護

（参考資料）

放射線業務従事者に対する線量限度

理対象者の区分	実効線量限度 (全身)	等価線量限度（組織・臓器）			
		皮膚	目の水晶体	腹部表面	
妊娠中の女子	1 mSv 〔出産までの間※ の内部被ばく〕	500 mSv/年	150 mSv/年	2 mSv (出産までの間※)	
女子	5 mSv/3月			—	
上記以外の 放射線業務従事者	100 mSv/5年			—	
	50 mSv/年	—			
緊急時	災害拡大防止・ 人命救助等の 作業員	100 mSv (累積)	1 Sv (= 1,000 mSv) (累積)	300 mSv (累積)	—
	上記以外の 作業員	50 mSv (累積)	—	—	—

※本人の申出等により使用者等が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間

安定ヨウ素剤の予防服用の効果

**安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺被ばく（内部被ばく）を抑制する。**

（放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺を安定ヨウ素で飽和させておく）

- 放射線ヨウ素が吸入あるいは体内摂取される前24時間以内又は直後が最も効果的（90%以上の抑制効果）。
- 放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8時間以内の服用であれば、約40%程度の抑制効果が期待できる。
- 効果は少なくとも1日は持続する。
- 放射性ヨウ素以外の放射性物質による臓器の内部被ばくや希ガス等による外部被ばくに対しては、放射線防護効果は全くないことに留意する必要がある。

**【服用の方策】投与支持は、原子力規制委員会が判断**

- P A Z：事前配布し、原則として、避難と同時に投与指示、服用できない者は、施設敷地緊急事態において避難する。
- U P Z：空間放射線量率等に応じて服用を指示。【P P Aは検討中】

資料：（公益財団法人）原子力安全技術センター

## 第5章 広報及び指示、伝達

### 1 広報及び指示、伝達の実施

町長は県本部長とともに、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

なお、広報の実施にあたっては、防災行政無線、音声告知端末、広報車、緊急速報メール、ホームページなどのあらゆる情報通信媒体により迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うとともに、必要に応じて、県に対しテレビ、ラジオ等の報道機関に対する緊急警報放送の実施について要請する。

また、町長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること。
- (2) 正確に伝えること。
- (3) 簡潔に伝えること。
- (4) 明瞭に伝えること。
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること。
- (6) 最新の情報であること。
- (7) あいまいな情報は慎むこと。
- (8) 礼儀正しく伝えること。
- (9) 繰り返し行うこと。

### 2 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 国、県、町及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示
- (6) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

### 3 広報体制

町における広報体制等については以下のとおりとする。

(1) 広報体制表

広報機器及び車輛		広報責任者	広報担当者	機器管理責任者	
防災行政無線	同報系	屋外拡声子局	総務部長	総務部員及び総務部長が指定する者	総務部長
	IP	全戸	総務部長	総務部員及び総務部長が指定する者	総務部長
広報車輛	公用車	トヨタプロボックス（総務）	総務部長	総務部員及び総務部長が指定する者	総務部長
		ニッサンウイングロード（企画）			
		トヨタプロボックス（土建）			
		ススキエブリー（住福）			
	ニッサンパネット（保環）				
消防車	中能登町消防団 5分団消防ポンプ自動車	総務部長	消防団長及び各分団長が指定する者	消防団長	

(2) 町関係施設への通報連絡体制

機関名	電話番号	F A X 番号
中能登消防署	76-0119	76-2067
七鹿消防本部	53-0119	53-3796
七尾警察署	53-0110	52-5675
石川県危機対策課	076-225-1482	076-225-1484

(3) 使用するメディア媒体と依頼先一覧

社名	電話番号	F A X 番号
北陸放送（MRO）	076-262-8111（代）	076-223-8851
N H K 金沢放送局	076-264-7001（代）	276-262-8058
テレビ金沢	076-240-3344（代）	
石川テレビ	076-267-2141（代）	
北陸朝日放送	076-269-8800（代）	
F M ラジオななお	53-7640	52-7776

## 第6章 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、中能登町では、生涯学習センター「ラピア鹿島」を、町指定の拠点的な屋内退避所として位置づけ、要援護者がより長時間の屋内退避に耐え得るように、放射線防護対策の機能拡充を図るものとする。

### 1 屋内退避の指示、伝達

- (1) 町長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 町長は、区域内の住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 町長は、区域外の住民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

### 2 住民等への指示事項

町長は、屋内退避を実施するときは区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民等は、原則として屋内にとどまること。
- (2) 外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。  
なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること。
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること。
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること。  
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (7) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による町長及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (8) 電話による問い合わせは控えること。

### 3 屋内避難時の対応

- (1) 屋内退避区域内の住民は、町が行う屋内退避の指示内容を踏まえ、適切に行動すること。
- (2) 屋内退避区域内の住民は、常に町等からの情報を受けるように努める。
- (3) 屋内退避区域外の住民は、必要な場合を除き、屋内退避区域に立ち入らないよう努める。
- (4) 町は、屋内退避者の把握を行い、屋内退避の長期化を考慮して、食料・飲料の調達について検討する。
- (5) 町は、事故の進展に備え、屋内退避区域内の住民に必要な情報が伝えられるよう体制を整える。
- (6) 町は、屋内退避が長期化する場合、定期的に各戸訪問するなどして、住民の状態を確認するとともに、屋内退避が継続できない住民については、屋内退避区域外へ避難するなどの措置を講じる。
- (7) 町は、身体的な都合などによって屋内退避の長期化が余儀なくされる避難者については、町指定の拠点的な屋内退避所であり放射線防護対策の機能拡充が施されている「ラピア鹿島」へ、計画的に誘導するよう努める。

### 4 屋内退避の解除

町長は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に指示する。

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による町長及び県からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (2) 町長が区長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに区長等を通じて提出すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

## 第7章 住民の避難体制

### 1 避難の指示、伝達

町長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、音声告知端末、広報車、緊急速報メール、ホームページなどのあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県本部長及び町長は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

### 2 避難先の確保、周知

(1) 町長は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先市町の協力を得てあらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、県とともに住民に事前に周知する。

※ 参考資料1：避難先に関する資料

(2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、町長は、県を通じ避難先市町に対して避難者受け入れを要請するとともに、避難準備を整える。

(3) 町は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民に対し広報を行う。

(4) 町長は、あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難が困難な場合には、県に対して他の自治体等（県内のバックアップ市町や富山県等）と避難住民の受け入れの調整を行うよう要請する。

(5) 町は、独自に締結した災害時応援協定等に基づき住民避難の実施を進める場合は、広域避難の調整を行う県や国等に相談して対応する。

(6) 町は、避難先の周知に関して、県や避難先市町等の協力を得て、避難者に最新の情報を提供するよう努める。

(7) 町は、あらかじめ選定した避難先と違う場所に避難先を確保した場合には、あらかじめ選定した避難先でも避難場所が変更になった旨の案内を行うよう、避難先関係者と調整する。

(8) 住民は、絶えず町が発信する情報に注目し、自分たちの避難先がどこであるかを絶えず確認する。

### 3 避難手段及び避難ルート等

#### (1) 避難手段の確保

ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。



- イ 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。
- ウ 自家用車で避難する住民は、要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。
- エ 町は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。
- オ 自家用車以外の避難手段を確保した場合、町は、国や県、関係する機関等とともに、より多くの住民避難に活用できるよう運行ルート等について検討し、運行者等へ提示する。

## (2) 基本的な避難ルート

- ア 町は、避難を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

※ 参考資料2：避難ルートに関する資料

- イ 避難を円滑に実施するため、町は、県警察本部等と連携し、必要に応じて広域避難実施時における町管理道路の交通規制・交通誘導體制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。
- ウ 町は、避難ルートのうち、町の管轄する道路について、パトロールを実施し、最新の道路状況について合同対策協議会などへ情報伝達を行う。

## (3) 避難の誘導及び確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記によるものとする。

- ア 避難誘導時の警察、消防との連携

町は、避難対象地域の住民に避難指示を出す段階で、七尾警察署と避難対象地域及び避難誘導の調整及び確認等を行うとともに、七尾鹿島消防本部及び消防団と協力して、避難対象地域の避難指示等の広報及び避難誘導を実施する。

- イ 避難誘導時の地域との連携

町は、避難対象地域の一時集合場所（各地区の集会所）へ町職員を派遣し、避難対象地域の自主防災組織等と連携し、自力で避難が困難な住民の誘導・保護及びバス避難の対応にあたる。

- ウ 避難対象地域の避難完了の確認方法

各自主防災組織及び各消防団は、可能な限り各戸訪問を実施し、避難完了を確認する。

- エ 避難完了の報告

各自主防災組織及び各消防団は、避難の確認を完了した後、町へ「避難完了」を報告する。

## 4 スクリーニングの実施

- (1) 町は、国、県が避難住民に対して汚染拡大防止等のためのスクリーニングや除染の実施に協力する。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階において、町は県と連携して、想定され

る避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行う。

## 5 学校等における対応

- (1) 町は、学校等が避難区域となる場合において、対象となる学校等の施設管理者に対して、避難指示の連絡を行うとともに、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 町は、学校から児童・生徒の避難状況について逐次情報を得るとともに、事故の状況や、輸送手段確保の状況を踏まえ、速やかな避難対応に努める。
- (3) 町は、学校の避難状況について、合同対策協議会のほか、避難住民等に最新の情報を提供するように努める。
- (4) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定する。

## 6 避難住民等への指示事項

町長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 町長又は区長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難の指示を確認すること。

## 7 避難所責任者について

町は、避難所に避難所責任者をおく。また、できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制に移行する。

### (1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、町災害対策本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務について、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

- ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。
- ・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次、町災害対策本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
  - ・常に町災害対策本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
  - ・住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。
  - ・町災害対策本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
  - ・避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

## (2) 避難所における情報の提供

町長は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、町及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

## 8 避難所における住民等の留意事項

住民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

## 第8章 災害時要援護者の避難体制

### 1 避難先の確保、周知

#### (1) 在宅の災害時要援護者

- ア 町は、災害時要援護者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
- イ 避難先市町は、要援護者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
- ウ 町は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

#### (2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

- ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。
- イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、町は県と連携して、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。
- ウ 町は国、県と連携して、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
- エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

### 2 避難手段及び避難ルート等

- (1) バス、福祉車両等の避難手段のうち、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかについては、町が、国、県とともに、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

## 第9章 避難先市町の受け入れについて

### 1 避難所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営等

ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者と協力して行う。

イ 避難開始当初は、町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、町と避難先市町の職員が協力して実施する。

ウ 町は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。

オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先市町側で引き続き行う。

カ 町は、避難物資に関し、避難者へ適切に配布できるよう、避難所ごとにニーズの把握に努めるとともに、必要な物資について、県や国等と連携し確保に努める。

キ 町は、県等と連携し、避難住民の健康調査を実施するなど、避難者の体調管理に努めるとともに、仮設住宅の建設や空き住居の確保、ホテル等の確保を図り、避難者をできるだけ早期に避難施設以外の場所に移転するように努める。

#### (2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、町は県と連携し、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

#### (3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。

### 2 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。

## 附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

（参考）作成理由：平成24年9月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の改定、並びに、平成25年3月「石川県地域防災計画原子力防災計画編」の修正、平成25年3月「中能登町地域防災計画（原子力防災計画）編」の策定に伴い作成

発電所からの距離別人口、世帯数

平成26年1月1日現在

地区名	方位	距離 km	No.	町会・集落名（よみがな）	世帯数 (世帯)	世帯の人口（人）						備考	
						総数	左の内訳				外国人登録者		
							右以外の男女		避難行動要支援者		男		女
							男	女	男	女			
鳥屋地区	東南東	15	1	良川・地頭（よしかわ・じとう）	106	326	146	136	20	24	0	0	
		15	2	良川・北（よしかわ・きた）	140	425	176	203	23	23	0	0	
		15	3	良川・沖（よしかわ・おき）	343	976	422	423	51	73	4	3	
		15	4	黒氏（くろじ）	203	631	280	265	41	44	0	1	
		16	5	一青（ひとと）	147	403	169	156	28	38	2	10	
		15	6	末坂（すえざか）	179	550	233	232	34	47	3	1	
		17	7	羽坂（はざか）	106	314	115	139	22	27	2	9	
		17	8	今羽坂（いまはざか）	8	22	8	11	1	2	0	0	
		16	9	新庄（しんじょう）	107	335	138	152	17	23	0	5	
		17	10	廿九日（ひづめ）	73	223	101	100	10	11	0	1	
		16	11	川田（かわだ）	75	243	116	103	10	13	0	1	
		14	12	大槻（おおづき）	79	213	79	93	10	25	0	6	
		15	13	春木（はるき）	212	667	290	302	31	38	1	5	
		11	14	瀬戸（せと）	79	231	95	107	9	19	0	1	
		12	15	花見月（はなみづき）	50	124	39	46	16	16	3	4	
鹿島地区	東南東	17	16	在江（あゐるゑ）	82	257	112	106	15	24	0	0	
		17	17	西（にし）	20	54	27	18	4	5	0	0	
		17	18	坪川（つぼかわ）	66	173	80	66	11	16	0	0	
		18	19	久乃木（くのぎ）	143	360	140	139	18	35	3	25	
		18	20	武部（たけべ）	189	521	203	210	44	58	0	6	
		19	21	二宮（にのみや）	335	988	415	438	54	76	3	2	
		18	22	徳前（とくぜん）	309	886	362	389	44	71	13	7	
		18	23	芹川（せりかわ）	169	504	209	223	33	39	0	0	
		22	24	石動山（せきどうさん）	3	5	2	1	0	2	0	0	
		18	25	二宮あおば台（にのみやあおばだい）	146	479	240	233	2	2	1	1	
		19	26	上井田（かみいだ）	145	470	203	210	31	26	0	0	
		18	27	下井田（しもいだ）	168	471	191	203	32	38	0	7	
		17	28	最勝講（さいすこ）	43	123	54	53	7	9	0	0	
		南東	17	29	東馬場（ひがしばば）	155	468	210	204	21	33	0	0
		東南東	17	30	尾崎（おさき）	47	129	48	54	13	14	0	0
	南東	18	31	小竹（おだけ）	154	436	166	189	31	44	1	5	
		18	32	水白（みじろ）	73	236	117	102	7	9	0	1	
		17	33	久江（くゑ）	198	515	189	216	38	55	0	17	
		16	34	小田中（こだなか）	119	334	133	140	32	29	0	0	
		17	35	藤井（ふじい）	67	232	95	106	12	17	1	1	
		17	36	福田（ふくだ）	39	106	41	43	7	14	0	1	
		17	37	高畠（たかばたけ）	175	542	232	226	37	47	0	0	
18		38	小金森（こがねもり）	35	124	50	58	7	9	0	0		
17		39	曾祢（そね）	97	301	122	132	20	25	0	2		
鹿西地区		南東	15	40	金丸・正部谷（かねまる・しょうぶだに）	85	247	101	108	15	23	0	0
	16		41	金丸・横町（かねまる・よこまち）	59	173	69	72	16	16	0	0	
	15		42	金丸・宮地（かねまる・みやじ）	52	152	61	67	14	10	0	0	
	15		43	金丸・沢（かねまる・さわ）	57	179	79	76	12	12	0	0	
	15		44	金丸・谷内（かねまる・やち）	43	129	58	61	5	5	0	0	
	16		45	金丸・杉谷（かねまる・すぎたに）	87	265	109	111	17	28	0	0	
	16		46	能登部下・八坂（のとべしも・やさか）	90	244	89	100	26	29	0	0	
	16		47	能登部下・仲町（のとべしも・なかもち）	91	250	105	98	20	27	0	0	
	16		48	能登部下・天神（のとべしも・てんじん）	44	131	56	45	12	17	0	1	
	16		49	能登部下・中大門（のとべしも・なかだいもん）	61	175	82	67	10	16	0	0	
	16		50	能登部下・大上門（のとべしも・だいじょうもん）	46	119	46	51	8	14	0	0	
	16		51	能登部下・上出（のとべしも・かんで）	136	383	152	158	30	42	0	1	
	16		52	能登部下・桜新町（のとべしも・さくらしんまち）	93	274	127	133	3	5	3	3	
	16		53	徳丸（とくまる）	99	291	119	123	18	31	0	0	
	東南東		16	54	能登部上・川原（のとべかみ・かわら）	182	505	217	209	32	38	0	9
			16	55	能登部上・今町（のとべかみ・いままち）	70	217	80	93	20	23	0	1
		16	56	能登部上・堂の前（のとべかみ・どうのまえ）	61	167	64	67	15	19	1	1	
		16	57	能登部上・森の宮（のとべかみ・もりのみや）	74	197	76	90	12	19	0	0	
	南東	14	58	西馬場（にしばば）	221	604	256	274	36	37	0	1	
		12	59	上後山（かみうしろやま）	41	94	36	30	11	17	0	0	
		13	60	下後山（しもうしろやま）	14	31	7	7	6	11	0	0	
	合計 60					6,590	19,224	8,037	8,267	1,181	1,559	41	139

コンクリート屋内避難所

平成25年4月1日現在

整理番号	施設			管理する担当窓口			収容人員 ※1人当たり:2㎡			避難施設の面積						保有設備						構造		備考			
	名称	町丁目番(番地)・号	連絡先		管理者名	名称	電話	FAX	屋内(人)	屋外(人)	屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	その他		階数					
			電話	FAX																電話	FAX		(Rコンクリート構造を指す)				
1	社会福祉センター	末坂9部43番地	0767741234	0767741300	中能登町長	総務課	0767741234	0767741300	318	0	637		○	×	○	○	○	×	○	○			F2				
2	ふるさと創修館	一青こ部19番地1	0767742735	0767742735	中能登町教育委員会	生涯学習課	0767762024	0767760909	615	0	1,230		○	×	○	○	○	×	○	○			F2				
3	農村環境改善センター「パルみおや」	福田7部111番地1	0767772489	-	中能登町長	農林課	0767762434	0767761239	363	0	726		○	×	○	○	○	×	○	○			F1				
4	生涯学習センター「ラビア鹿島」	井田に部50番地	0767761900	0767760909	中能登町教育委員会	生涯学習課	0767762024	0767760909	1,345	0	2,691		○	○	○	○	○	○	○	○			F2			避難行動要支援者の避難施設として活用	
5	石川県立鹿西高等学校	能登部上7部1	0767722299	0767722496	石川県教育委員会	庶務課	0762251813	0762251814	2,501	11,646	5,002	23,293	○	○	○	○	○	○	×	○	○			F4			
6	カルチャーセンター「飛翔」	能登部下134部1番地	0767724555	0767724455	中能登町教育委員会	生涯学習課	0767762024	0767760909	1,149	15,785	2,289	31,570	○	○	×	○	○	○	○	○			F2				
7	中能登中学校	良川け部1番地1	0767748080	0767748081	中能登町教育委員会	教育文化課	0767762808	0767762802	4,879	13,773	9,768	27,547	○	○	○	○	○	○	○	○			F3				
8	ふれあい交流館「北部」	坪川り部23番地	0767760291	-	中能登町長	住民福祉課	0767723135	0767723794	54	0	108		○	○	○	○	○	×	○	○			F1				
9	鹿島体育センター	井田い部34番地	0767761848	0767761919	中能登町教育委員会	生涯学習課	0767762024	0767760909	1,525	0	3,050		○	○	×	×	×	×	○	○			F1				
10	中能登町立(旧)鹿西中学校	能登部下91部23番地	0767722109	0767722497	中能登町教育委員会	教育文化課	0767762808	0767762802	1,881	6,442	3,763	12,885	○	×	○	○	○	×	○	○			F3				



町会・集落別 避難先 割り振り

平成26年1月1日現在

地区名	No.	町会・集落名（よみがな）	世帯数 （世帯）	世帯の人口（人）						避難先						
				総数	左の内訳				名称	住所	収容人数					
					右以外の男女		避難行動要支援者					外国人登録者				
					男	女	男	女				男	女			
鳥屋地区	1	良川・地頭（よしかわ・じとう）	106	326	146	136	20	24	0	0	石川県立津幡高等学校	津幡町 字加賀爪45	6,096			
	2	良川・北（よしかわ・きた）	140	425	176	203	23	23	0	0						
	3	良川・沖（よしかわ・おき）	343	976	422	423	51	73	4	3						
	4	黒川氏（くろじ）	203	631	280	265	41	44	0	1				津幡町立萩野台小学校	津幡町 七野イ75番地	1,684
	5	一青（ひとと）	147	403	169	156	28	38	2	10				石川県立津幡高等学校	津幡町 字加賀爪45	6,096
	6	末坂（すえざか）	179	550	233	232	34	47	3	1				津幡町立刈安小学校	津幡町 刈安イ1番地	1,561
	7	羽坂（はざか）	106	314	115	139	22	27	2	9				津幡町立笠野小学校	津幡町 山北ワ116番地	1,551
	8	今羽坂（いまはざか）	8	22	8	11	1	2	0	0						
	9	新庄（しんじょう）	107	335	138	152	17	23	0	5				津幡町運動公園体育館	津幡町 竹橋ヲ90	850
	10	廿九日（ひんじゅうめ）	73	223	101	100	10	11	0	1						
	11	川田（かわだ）	75	243	116	103	10	13	0	1						
	12	大槻（おおづき）	79	213	79	93	10	25	0	6				津幡町立笠野小学校	津幡町 山北ワ116番地	1,551
	13	春木（はるき）	212	667	290	302	31	38	1	5				津幡町立太白台小学校	津幡町 津幡ワ2番地	2,712
	14	瀬戸（せと）	79	231	95	107	9	19	0	1				森林公園 わくわく森林ハウス（インフォメーションセンター）	津幡町 宇鳥越ハ2-2	509
	15	花見月（はなみづき）	50	124	39	46	16	16	3	4				津幡町立条南小学校	津幡町 太田ろ3番地	3,490
鹿島地区	16	在江（あゐるえ）	82	257	112	106	15	24	0	0	津幡町立英田小学校	津幡町 能瀬井36番地	2,538			
	17	西（にし）	20	54	27	18	4	5	0	0						
	18	坪川（つぼかわ）	66	173	80	66	11	16	0	0						
	19	久乃木（くのぎ）	143	360	140	139	18	35	3	25	津幡町総合体育館	津幡町 加賀爪ル5	1,446			
	20	武部（たけべ）	189	521	203	210	44	58	0	6	津幡町立条南小学校	津幡町 太田ろ3番地	3,490			
	21	二宮（にのみや）	335	988	415	438	54	76	3	2	津幡町総合体育館	津幡町 加賀爪ル5	1,446			
	22	徳前（とくぜん）	309	886	362	389	44	71	13	7	津幡町立津幡南中学校	津幡町 南中条3号7番地	5,155			
	23	芹川（せりかわ）	169	504	209	223	33	39	0	0						
	24	石動山（せきどうさん）	3	5	2	1	0	2	0	0						
	25	二宮あおば台（にのみやあおばだい）	146	479	240	233	2	2	1	1	津幡町立英田小学校	津幡町 能瀬井36番地	2,538			
	26	上井田（かみいだ）	145	470	203	210	31	26	0	0	津幡町立中条小学校	津幡町 南中条ハ81番地	3,042			
	27	下井田（しもいだ）	168	471	191	203	32	38	0	7	津幡町立井上小学校	津幡町 井上の荘1丁目1番地	2,312			
	28	最勝講（さいすこ）	43	123	54	53	7	9	0	0	サンライフ津幡	津幡町 庄口79-1	713			
	29	東馬場（ひがしばば）	155	468	210	204	21	33	0	0						
	30	尾崎（おさき）	47	129	48	54	13	14	0	0	津幡町立津幡小学校	津幡町 清水リ123番地3	3,928			
31	小竹（おだけ）	154	436	166	189	31	44	1	5							
32	水白（みじろ）	73	236	117	102	7	9	0	1							
33	久江（くゑ）	198	515	189	216	38	55	0	17	文化会館シグナス	津幡町 北中条土3丁目1番地	4,948				
34	小田中（こだなか）	119	334	133	140	32	29	0	0							
35	藤井（ふじい）	67	232	95	106	12	17	1	1							
36	福田（ふくだ）	39	106	41	43	7	14	0	1							
37	高畠（たかばたけ）	175	542	232	226	37	47	0	0							
38	小金森（こがねもり）	35	124	50	58	7	9	0	0							
39	曾祢（そね）	97	301	122	132	20	25	0	2							
鹿西地区	40	金丸・正部谷（かねまる・しょうぶだに）	85	247	101	108	15	23	0	0	石川県工業高等専門学校	津幡町 北中条タ-1	10,950			
	41	金丸・横町（かねまる・よこまち）	59	173	69	72	16	16	0	0						
	42	金丸・宮地（かねまる・みやじ）	52	152	61	67	14	10	0	0						
	43	金丸・沢（かねまる・さわ）	57	179	79	76	12	12	0	0						
	44	金丸・谷内（かねまる・やち）	43	129	58	61	5	5	0	0						
	45	金丸・杉谷（かねまる・すぎたに）	87	265	109	111	17	28	0	0						
	46	能登部下・八坂（のとべしも・やさか）	90	244	89	100	26	29	0	0						
	47	能登部下・仲町（のとべしも・なかつち）	91	250	105	98	20	27	0	0						
	48	能登部下・天神（のとべしも・てんじん）	44	131	56	45	12	17	0	1						
	49	能登部下・中大門（のとべしも・なかだいもん）	61	175	82	67	10	16	0	0						
	50	能登部下・大上門（のとべしも・だいじょうもん）	46	119	46	51	8	14	0	0						
	51	能登部下・上出（のとべしも・かんで）	136	383	152	158	30	42	0	1						
	52	能登部下・桜新町（のとべしも・さくらしんまち）	93	274	127	133	3	5	3	3						
	53	徳丸（とくまる）	99	291	119	123	18	31	0	0				津幡町立津幡中学校	津幡町 加賀爪又6番地1	5,653
	54	能登部上・川原（のとべかみ・かわら）	182	505	217	209	32	38	0	9						
	55	能登部上・今町（のとべかみ・いままち）	70	217	80	93	20	23	0	1				石川県工業高等専門学校	津幡町 北中条タ-1	10,950
56	能登部上・堂の前（のとべかみ・どうのまえ）	61	167	64	67	15	19	1	1							
57	能登部上・森の宮（のとべかみ・もりのみや）	74	197	76	90	12	19	0	0	津幡町立津幡中学校	津幡町 加賀爪又6番地1	5,653				
58	西馬場（にししばば）	221	604	256	274	36	37	0	1							
59	上後山（かみうしろやま）	41	94	36	30	11	17	0	0							
60	下後山（しもうしろやま）	14	31	7	7	6	11	0	0							
合計 60			6,590	19,224	8,037	8,267	1,181	1,559	41	139	避難先避難施設合計 18施設 収容人数計 59,138人					

避難先別 町内会・集落 割り振り

平成26年1月1日現在

避難先		No.	町会・集落名（よみがな）	世帯数 （世帯）	世帯の人口（人）						
名称	収容人数				総数	左の内訳				外国人登録者	
						右以外の男女		避難行動要支援者			
						男	女	男	女		
石川県立津幡高等学校	6,096	1	良川・地頭（よしかわ・じとう）	106	326	146	136	20	24	0	0
		2	良川・北（よしかわ・きた）	140	425	176	203	23	23	0	0
		3	良川・沖（よしかわ・おき）	343	976	422	423	51	73	4	3
		4	黒川氏（くろじ）	203	631	280	265	41	44	0	1
		5	一青（ひとと）	147	403	169	156	28	38	2	10
		6	末坂（すえざか）	179	550	233	232	34	47	3	1
		7	羽坂（はざか）	106	314	115	139	22	27	2	9
		8	今羽坂（いまはざか）	8	22	8	11	1	2	0	0
		9	新庄（しんじょう）	107	335	138	152	17	23	0	5
		10	廿九日（ひんじゅうめ）	73	223	101	100	10	11	0	1
		11	川田（かわだ）	75	243	116	103	10	13	0	1
		12	大槻（おおづき）	79	213	79	93	10	25	0	6
		13	春木（はるき）	212	667	290	302	31	38	1	5
		14	瀬戸（せと）	79	231	95	107	9	19	0	1
		15	花見月（はなみづき）	50	124	39	46	16	16	3	4
津幡町立条南小学校	3,490	16	在江（あゐるえ）	82	257	112	106	15	24	0	0
		17	西（にし）	20	54	27	18	4	5	0	0
		18	坪川（つぼかわ）	66	173	80	66	11	16	0	0
		19	久乃木（くのぎ）	143	360	140	139	18	35	3	25
		20	武部（たけべ）	189	521	203	210	44	58	0	6
		21	二宮（にのみや）	335	988	415	438	54	76	3	2
		22	徳前（とくぜん）	309	886	362	389	44	71	13	7
		23	芹川（せりかわ）	169	504	209	223	33	39	0	0
		24	石動山（せきどうさん）	3	5	2	1	0	2	0	0
		25	二宮あおば台（にのみやあおばだい）	146	479	240	233	2	2	1	1
		26	上井田（かみいだ）	145	470	203	210	31	26	0	0
		27	下井田（しもいだ）	168	471	191	203	32	38	0	7
		28	最勝講（さいすこ）	43	123	54	53	7	9	0	0
		29	東馬場（ひがしばば）	155	468	210	204	21	33	0	0
		30	尾崎（おさき）	47	129	48	54	13	14	0	0
31	小竹（おだけ）	154	436	166	189	31	44	1	5		
32	水白（みじろ）	73	236	117	102	7	9	0	1		
33	久江（くゑ）	198	515	189	216	38	55	0	17		
津幡町立英田小学校	2,538	34	小田中（こだなか）	119	334	133	140	32	29	0	0
		35	藤井（ふじい）	67	232	95	106	12	17	1	1
		36	福田（ふくだ）	39	106	41	43	7	14	0	1
		37	高畠（たかばたけ）	175	542	232	226	37	47	0	0
		38	小金森（こがねもり）	35	124	50	58	7	9	0	0
		39	曾祢（そね）	97	301	122	132	20	25	0	2
		40	金丸・正部谷（かねまる・しょうぶだに）	85	247	101	108	15	23	0	0
		41	金丸・横町（かねまる・よこまち）	59	173	69	72	16	16	0	0
		42	金丸・宮地（かねまる・みやじ）	52	152	61	67	14	10	0	0
		43	金丸・沢（かねまる・さわ）	57	179	79	76	12	12	0	0
		44	金丸・谷内（かねまる・やち）	43	129	58	61	5	5	0	0
		45	金丸・杉谷（かねまる・すぎたに）	87	265	109	111	17	28	0	0
		46	能登部下・八坂（のとべしも・やさか）	90	244	89	100	26	29	0	0
		47	能登部下・仲町（のとべしも・なかつち）	91	250	105	98	20	27	0	0
		48	能登部下・天神（のとべしも・てんじん）	44	131	56	45	12	17	0	1
49	能登部下・中大門（のとべしも・なかだいもん）	61	17								

**中能登町自家用自動車数、民間バス所有状況**

（平成23年3月31日現在）

区 分		台数	
総 数		13,854	
貨物用	普通車	自家用	136
		営業用	179
		計	315
	小型車	自家用	417
		営業用	14
		計	431
	被けん引車		2
軽自動車		2,108	
乗用	普通車 及び 小型車	自家用	24
		営業用	1
		計	25
	普通車	自家用	2,357
		営業用	2
		計	2,359
	小型車	自家用	4,266
		営業用	11
		計	4,277
	軽自動車		3,849
特殊(殊)用	特殊 用途車	自家用	73
		営業用	9
		計	82
	大型特殊車		57
	軽自動車		26
二輪	小型二輪及び軽二輪	323	

資料：平成23年石川県統計書

移送を要する推定人員

平成26年1月1日現在

地区名	No.	町会・集落名（よみがな）	要援護者	備考
鳥屋地区	1	良川・地頭（よしかわ・じとう）	22	
	2	良川・北（よしかわ・きた）	29	
	3	良川・沖（よしかわ・おき）	124	
	4	黒氏（くろじ）	43	
	5	一青（ひとと）	46	
	6	末坂（すえざか）	37	
	7	羽坂（はざか）	20	
	8	今羽坂（いまはざか）	1	
	9	新庄（しんじょう）	22	
	10	廿九日（ひづめ）	16	
	11	川田（かわだ）	17	
	12	大槻（おおづき）	13	
	13	春木（はるき）	47	
	14	瀬戸（せと）	24	
	15	花見月（はなみづき）	8	
鹿島地区	16	在江（あるえ）	17	
	17	西（にし）	3	
	18	坪川（つぼかわ）	12	
	19	久乃木（くのぎ）	24	
	20	武部（たけべ）	34	
	21	二宮（にのみや）	69	
	22	徳前（とくぜん）	176	
	23	芹川（せりかわ）	33	
	24	石動山（せきどうさん）	0	
	25	二宮あおば台（にのみやあおばだい）	37	
	26	上井田（かみいだ）	32	
	27	下井田（しもいだ）	32	
	28	最勝講（さいすこ）	8	
	29	東馬場（ひがしばば）	31	
	30	尾崎（おさき）	8	
	31	小竹（おだけ）	29	
	32	水白（みじろ）	16	
	33	久江（くえ）	33	
	34	小田中（こだなか）	22	
	35	藤井（ふじい）	15	
	36	福田（ふくだ）	7	
	37	高畠（たかばたけ）	36	
	38	小金森（こがねもり）	8	
	39	曾祢（そね）	19	
鹿西地区	40	金丸・正部谷（かねまる・しょうぶだに）	16	
	41	金丸・横町（かねまる・よこまち）	12	
	42	金丸・宮地（かねまる・みやじ）	10	
	43	金丸・沢（かねまる・さわ）	11	
	44	金丸・谷内（かねまる・やち）	9	
	45	金丸・杉谷（かねまる・すぎたに）	18	
	46	能登部下・八坂（のとべしも・やさか）	16	
	47	能登部下・仲町（のとべしも・なかもち）	16	
	48	能登部下・天神（のとべしも・てんじん）	9	
	49	能登部下・中大門（のとべしも・なかだいもん）	30	
	50	能登部下・大上門（のとべしも・だいじょうもん）	8	
	51	能登部下・上出（のとべしも・かんで）	25	
	52	能登部下・桜新町（のとべしも・さくらしんまち）	20	
	53	徳丸（とくまる）	20	
	54	能登部上・川原（のとべかみ・かわら）	38	
	55	能登部上・今町（のとべかみ・いままち）	14	
56	能登部上・堂の前（のとべかみ・どうのまえ）	11		
57	能登部上・森の宮（のとべかみ・もりのみや）	13		
58	西馬場（にししばば）	140		
59	上後山（かみうしろやま）	6		
60	下後山（しもうしろやま）	2		
合計 60			1,614	

## 集合場所

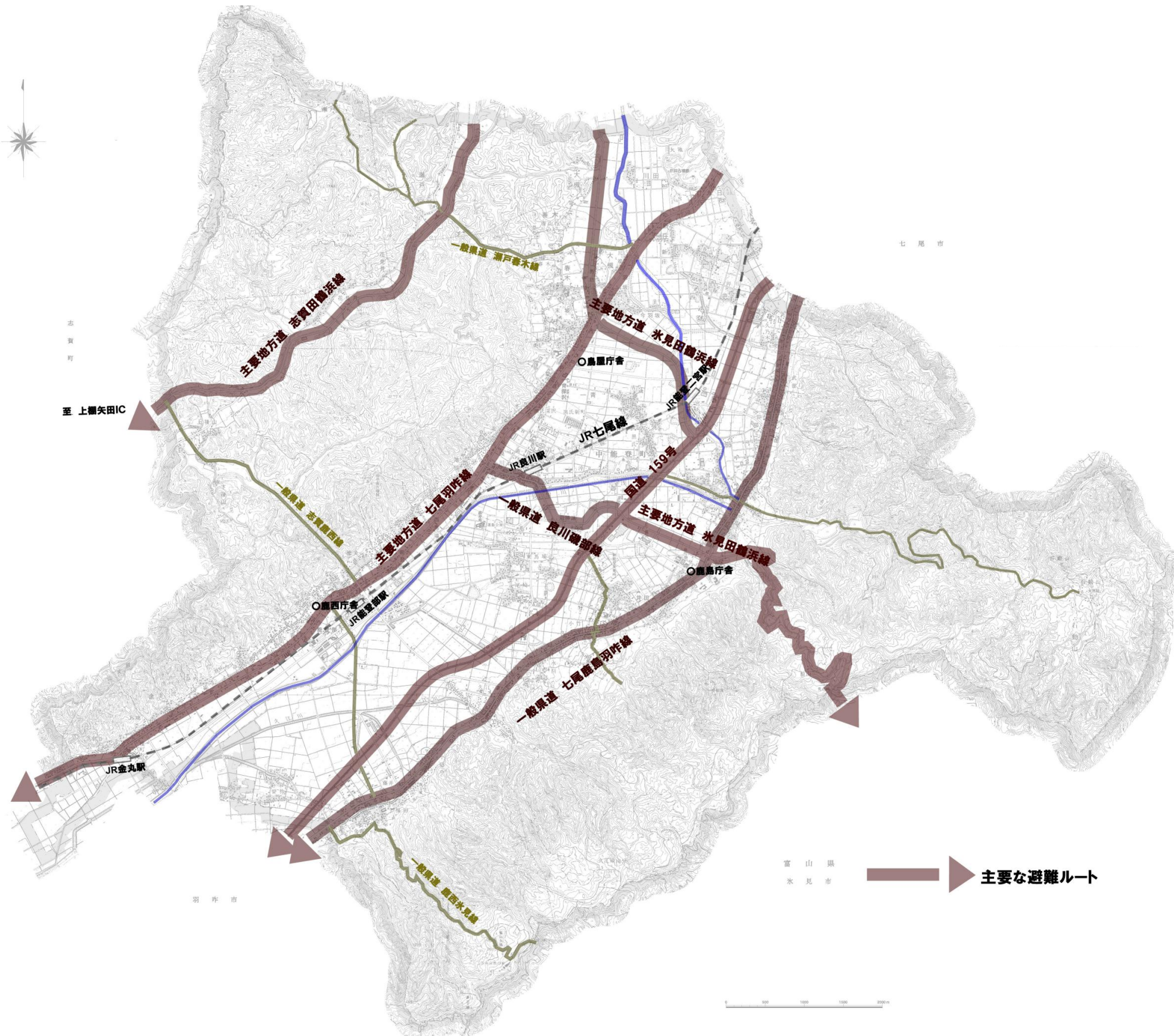
NO.	区名	町内会名	集会所名	所在地
1	良川		ラポールよしかわ	良川ち部15番地
2		地頭	地頭集会所	良川ぬ部38番地1
3		沖	沖集会所	良川6部88の1番地
4	黒氏		黒氏公民館	黒氏8部25番地1
5		深沢	黒氏深沢集会所	黒氏ウ33 ウ32
6		黒氏新町町内会	黒氏新町集会所	黒氏9部130番地2
7	一青		一青ふれあい館	一青ら部12番地
8	末坂		末坂集会所	末坂17部16番地
9	羽坂		羽坂公民館	羽坂4部11番地2
10	今羽坂		羽坂公民館	羽坂4部11番地2
11	春木		春木会館	春木14部45番地1
12	新庄		新庄厚生館	新庄14部3番地1
13	廿九日		廿九日集会所	廿九日チ35～48
14	川田		川田集会所	川田八部45番地3
15	大槻		大槻集会所	大槻マ部152番地
16	瀬戸		瀬戸会館	瀬戸ち部3番地
17	花見月		花見月互学会館	花見月丁部12番地
18	在江		在江地区多目的集会所	在江1区23番地
19	西		西集会所	西ヨ部7番地
20	坪川		坪川集会所	坪川力部64番地1
21	久乃木		久乃木老人憩いの家	久乃木128・129
22	武部		武部ふれあいセンター	武部よ部10番地
23	二宮		二宮ふれあいセンター	二宮八部121番地
24	徳前		徳前つどの里	徳前ヤ部27番地2
25	芹川		芹川会館	芹川と部54番地1
26	石動山		石動山資料館	石動山ラ部1番地2
27	二宮あおぼ台		あおぼ台交流館	二宮あおぼ台77番地1
28	上井田		上井田公民館	井田88部76番地
29	下井田		下井田公民館	井田43部59番地、(44部93)
30	最勝講		最勝講公民館	最勝講ヤ17-16、17甲8
31	東馬場		東馬場公民館	東馬場ほ部59番地
32	尾崎		尾崎公民館	尾崎ル部1番地
33	小竹		ふれあい交流館「喜楽館」	水白二部80番地
34	水白		水白公民館	小竹ク部162番地
35	久江		久江集会所「桃瀬の里」	久江レ部8番地
36	小田中		小田中公民館	小田中ラ部101番地1
37	小田中		小田中ふれあいセンター	小田中ム部99番地1
38	藤井		藤井老人いこいの家	藤井口部1番地
39	福田		福田会館	福田口部46番地
40	高畠		高畠公民館	高畠ム部259
41	小金森		小金森集会場	小金森木部68番地1
42	曾祢		曾祢生産組合総合管理センター	曾祢ノ部5番地
43	西馬場		西馬場集会所	西馬場へ部122番地
44	能登部上		能登部上ふれあい会館	能登部上甲部6番地4
45	能登部上		能登部上区会館	能登部上へ部119番地1
46	上後山		後山集会所	上後山ほ部2番地
47	下後山		下後山集会所	下後山よ部47番地2
48	徳丸		徳丸城址館	徳丸
49	能登部下		能登部下集会所	能登部下76部112番地
50		上出	上出集会所	
51		大上門	上出青年クラブ	
52		下出	ウエルのとひめ	能登部下61部50番地
53	金丸		かねまる交流館	金丸932番地
54		杉谷	杉谷集会所	金丸
55		谷内	谷内集会所	金丸
56		沢	沢集会所	金丸
57		宮地	宮地集会所	金丸
58		横町	横町会館	金丸
59		正部谷町内会	正部谷集会所	金丸又た部63番地1・2

## 観光施設等多くの住民等が集まる連絡先

区分	名称	所在地	連絡先
観光施設・ 史跡景勝地	古墳公園「とりや」	川田	(0767)74-2540
	十劫坊霊水観音の水	瀬戸	(0767)74-2505
	梅の里公園	末坂	(0767)74-1234
	夢おりもの展示館	二宮	
	石動山資料館	石動山	(0767)76-0408
	石動山旧観坊	石動山	(0767)74-0654
	大宮坊	石動山	(0767)76-0409
	荒山城跡		
	不動滝	井田	
	レクトピアパーク	井田	(0767)76-1900
	碁石ヶ峰原山大池周辺	高畠原山分	(0767)77-2020
	碁石ヶ峰キャンプ場	高畠原山分	(0767)77-2020
	中能登織物デザインセンター	能登部下	(0767)72-2121
	能登上布会館	能登部下	(0767)72-2233
宿泊・ 施設	雨の宮能登王墓の館	西馬場	(0767)72-2202
	雨の宮古墳公園・雨の宮グリーン広場	西馬場	(0767)72-2202
	木幡旅館	小竹	(0767)77-2373
	民宿びつくり	二宮	(0767)76-0576
	石川県立鹿島少年自然の家	高畠原山分	(0767)77-2200



中能登町域内の主要な避難ルート図



津幡町までの主要な避難ルート図

